

福岡県医師会  
平成21年 3月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 横 倉 義 武  
(公 印 省 略)

米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する  
患者への情報提供について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局安全対策課長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する場合に、当該患者に対する医療機関からの説明の励行については、平成18年4月より6回に亘り依頼しているところであります。

本件は、今般、リスクの判断を新たに受けた下記医薬品についても、製造販売業者から配付される患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて、患者に対し説明を行うよう関係医療機関への周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 今回リスクの判断を受けた医薬品の成分名

- ・乾燥細菌培養日本脳炎ワクチン

2. 医療機関の対応（依頼内容）

製造販売業者から配付される患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて、患者に対し説明を行うこと。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和  
会長 丸山 泉



(医安 90) F  
平成 21 年 3 月 3 日

都道府県医師会  
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事  
木下 勝



米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する  
患者への情報提供について

時下益々御盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 18 年 4 月 11 日付(医安 2)、平成 18 年 10 月 26 日付(医安 27)、平成 19 年 2 月 1 日付(医安 44)、平成 19 年 9 月 18 日付(医安 34)、平成 19 年 11 月 8 日付(医安 43)及び平成 21 年 1 月 28 日付(医安 82)をもって、米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する場合に、当該患者に対する医療機関からの説明の励行を依頼したところであります。

今般、リスクの判断を新たに受けた医薬品について、厚生労働省医薬食品局安全対策課長より本会に対して、別紙の通り周知依頼がありました。

本件の概要は下記の通りですので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 今回リスクの判断を受けた医薬品の成分名

・乾燥細菌培養日本脳炎ワクチン

2. 医療機関の対応（依頼内容）

別添の医薬品について、製造販売業者から配付される患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて、患者に対し説明を行うこと。

以上



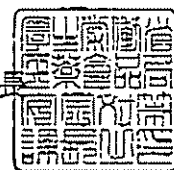


薬食安発第0223002号

平成21年2月23日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）（その8）

標記については、平成18年3月31日付け薬食安発第0331002号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）」等により、貴職に対し依頼したところである。

今般、治療上の効果が米国産ウシ由来の原材料等を使用することによるリスクを上回るとして、別添の医薬品が新たに承認されたことから、同医薬品についても、患者向け説明文書を作成し、すべての納入医療機関に配付するよう、製造販売業者に指示したところである。

ついては、関係医療機関にあつては、別添の医薬品についても、製造販売業者から配付される患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて、患者に対し説明を行うよう、貴会会員に対し周知徹底方ご協力願いたい。

別添

| 成分名・種類                  | 販売名（製造販売業者）            | 種類、適応等          |
|-------------------------|------------------------|-----------------|
| 乾燥細胞培養日本脳炎<br>ワクチン ※1※2 | ジェービックV<br>（阪大微生物病研究会） | 日本脳炎の予防ワ<br>クチン |

※1 日本産ウシ由来の原材料を使用

※2 動物種及び原産国不明の乳由来成分を使用



薬食安発第 0223001 号

平成 21 年 2 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用  
する患者への情報提供について（依頼）（その 8）

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食安発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について（依頼）」等により、貴職に対し依頼したところである。

今般、治療上の効果が米国産ウシ由来の原材料等を使用することによるリスクを上回るとして、別添の医薬品が新たに承認されたことから、同医薬品についても、患者向け説明文書を作成し、すべての納入医療機関に配付するよう、製造販売業者に指示したところである。

ついては、別添の医薬品について、関係医療機関において患者向け説明文書又はその他の適当な文書を用いて患者に対し説明が行えるよう、貴管下の製造販売業者に対し、当該医薬品の納入医療機関への説明文書の配布等に関し指導願いたい。

なお、医療関係団体等に別途協力依頼を行ったので、御了知願いたい。

別添

| 成分名・種類                   | 販売名（製造販売業者）            | 種類、適応等          |
|--------------------------|------------------------|-----------------|
| 乾燥細胞培養日本脳炎<br>ワクチン ※1 ※2 | ジェービックV<br>（阪大微生物病研究会） | 日本脳炎の予防ワ<br>クチン |

※1 日本産ウシ由来の原材料を使用

※2 動物種及び原産国不明の乳由来成分を使用